労働条件明示ルールの改正と 労働条件通知書について

「労働基準法施行規則」並びに「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準(告示)」が改正され 令和6年4月1日に施行されます。この改正により、労働条件の明示事項等が変更されることとなりました。

労働条件明示の改正内容は、全ての労働者に対する明示事項として「就業場所・業務の変更の範囲の明示」、 有期契約労働者に対する明示事項等として「更新上限の明示」「無期転換申込機会の明示」「無期転換後の労 働条件の明示」であり、特に有期契約労働者を雇用している事業者には様々な明示内容があり、全てに対応が 求められております。また、全ての労働者に対する労働条件通知書にも変更を及ぼす改正となっています。

そこで、本講習会では、労働条件明示の具体的な内容(労働条件通知書の記載事項)、また、改正された労働条件明示の内容や実務での注意点について解説いたします。是非、ご参加ください。

■日時: 令和6年 **1 月 1 5 日** (月) 13:30~15:30

■会場:ホテルグランヴェール岐山 5階「飛翔」

(岐阜市柳ケ瀬通6-14)

●オンライン(Zoom)による同時配信を実施します。

※会場での講師によるお話の様子を配信いたします。

※ホワイトボードの文字など見にくい場合がございます。

※集音マイクによる音声となるため聞きづらい場合がございます。

■定員:【会場】20名 【オンライン】20名

※いずれも先着順です。

■講師:たかみ社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 髙 見 文 子 氏

裏面参加申込書により、 1 2 / 2 7 (7人) までに FAX : 058-273-3930 まで送付ください。

-労働条件明示ルールの改正と労働条件通知書について-参 加 申 込 書

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 行

FAX: 058 (273) 3930

令和	5年	F	1	H

所属【組合・企業等】 担当者名 TEL () FAX ()

講習会に参加を希望される方は下記の必要事項をご記入の上、12月27日 (水)までにFAXにてご連絡頂きますよう宜しくお願い致します。

役 職 名	氏 名	参加方法に〇	オンライン配信希望の方は メールアドレスをご記入ください。
		会場・オンライン	

※ご記入いただいたメールアドレスへオンライン配信に係る手続き等ご連絡致します。

■お問合わせ

岐阜市薮田南5丁目14番53号0KBふれあい会館9階

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課(森瀬) TEL: 058-277-1101 FAX: 058-273-3930